新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表

平成 23 年 6 月 23 日作成 平成 24 年 5 月 22 日更新

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
1. 上場前の企業の新興市場への上場促進		
① グリーンシートの活用促進		(日本証券業協会)
・ グリーンシート銘柄に指定されている間に良好な開示実績等を有す	・ 日本証券業協会(以下「日証協」という。)は、平成 24 年 3 月まで	・ 平成23年9月、「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」を
る場合には、新興市場への上場の際に審査を簡略化する等のメリット	を目途に、グリーンシートの役割・あり方について、非上場企業の資	設置。同懇談会を同 24 年 3 月までに 6 回開催し、同制度の役割・あ
を付与し、上場に向けた企業の負担を軽減する。	金調達機能を担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取	り方について、抜本的な見直しを行うべく検討を行った。同年6月ま
	組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う。	でに第7回目を開催し、報告書を取りまとめる予定。
② 一定の質が確保された上場前の企業のリスト化		
・ ベンチャーキャピタルが出資している企業や有価証券届出書を提出	・ 経済産業省では、中小企業基盤整備機構との連携により、ベンチャ	・ 経済産業省が中小企業基盤整備機構と連携して実施している「ベン
した実績のある企業のリストを作成、公表する。	ーキャピタルが運営するファンドや投資先企業情報等のリストの作	チャー投資ナビ」事業については、平成22年度及び同23年度調査の
	成、公表の準備が進められており、当該リストを活用する。今後の活	一部結果を、ベンチャーキャピタルが運営するファンドや投資先企業
	用状況を踏まえ、市場関係者において、意見交換を行う。	情報等のリストとしてウェブサイトにて登録会員向けに公開中(平成
		24 年2月に公開開始)。今後は、本リストの活用の検討について市
	【参考 取引所による上場支援】(注2)	場関係者との意見交換を予定。
	・ 各取引所では、取引所の特性、地域の実情に応じた未上場ベンチャ	
	ー企業、中堅・中小企業等との交流イベント、フォーラム、IPOセ	
	ミナーの開催など支援事業を実施	
2. 上場審査等の信頼性回復・負担軽減等		
③ 有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有		(日本証券業協会)
・ 上場申請企業と早い段階から接触のある主幹事証券会社と監査人の	・ 日証協は、平成 23 年 9 月までを目途に、日本公認会計士協会(以下	・ 平成 23 年 12 月、証券会社、証券取引所及び日本公認会計士協会を
間で、早期から情報交換を行う枠組につき検討する。	「会計士協会」という。)の協力を得て「連絡会」を設置し、今後、	メンバーとした「有価証券報告書等の虚偽記載に関する情報共有のた
・ 主幹事証券会社、監査人及び取引所の間で、有価証券報告書の虚偽	同連絡会において、主幹事証券会社、監査人及び取引所の間で有価証	めの連絡会」を設置。同年 12 月 27 日、第 1 回目を開催し、意見交換
記載等の事例について情報交換を行う枠組につき検討する。	券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有を図るた	を行った。
	めの意見交換を進める。	・ また、平成 24 年 3 月 1 日に第 2 回目を開催し、金融庁より「市場
		の免疫力を高めるために」という演目で講演頂き、意見交換を行った。

金融庁「アクションプラン」(注 1)	今後の取組	進捗状況
	【参考 上場審査の実効性向上のための取組等】	
	(東京証券取引所)	(名古屋証券取引所)
	① 主幹事証券会社、会計監査人及び財務局に対し情報共有とその対応	① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的
	の要請	に確認した事項)の報告の義務付け(平成24年4月)
	② 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的	② 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の
	に確認した事項)の報告の要請	義務化(平成24年4月)
	③ 上場審査において外部専門家、調査機関の活用	
	④ 他の取引所との過去に一度上場申請を取り下げた上場申請会社に	(福岡証券取引所)
	関する情報の共有範囲の拡大の検討	・ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義
	⑤ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の	務化・実施などを規定化(平成 24 年 5 月)
	義務化、実施	・主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的
	(大阪証券取引所)	に確認した事項)の報告の義務化(規定化)(平成24年5月)
	① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的	
	に確認した事項)の報告の義務付け	(札幌証券取引所)
	② 上場審査において外部専門家、調査機関の活用	① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的
	③ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の	に確認した事項)の報告の義務付け予定 (平成24年3月22日制度要
	義務化、実施	綱案公表、同年6月1日施行予定)
		② 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の
		義務化予定(平成24年3月22日制度要綱案公表、同年6月1日施行
		予定)
④ 引受審査等における審査の適正化・明確化等		
・ 上場を延期・断念すべき旨の打診が行われる際には、原則として文	・ 日証協は、取引所及び証券会社等の協力を得て、反社会的勢力デー	(大阪証券取引所)
書交付等の手段により明確な理由の提示を行う。明確な理由提示が困	タベースの構築・照会等に関する検討の終了後、速やかに、反社会的	・ 平成23年10月、上場に至らない場合の文書による明確な理由等の
難な場合がある反社会的勢力の関与等については、企業が確認すべき	勢力以外の者で市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から	説明、反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱
範囲や取引所等の審査の取扱につき整理・見直しを行う。	問題があるとされる者(いわゆる「反市場的勢力」)の取扱いを検討	の整理等を実施。同年 12 月発刊の「上場ハンドブック」において当
	すべきではないかとの指摘等を踏まえ、市場関係者の認識の共有を図	該内容を記載。
	りつつ、必要な検討を進める。	
		(名古屋証券取引所)
	【参考 上場審査プロセスの効率化のための取組等】	・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢
	(東京証券取引所)	力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱の整理等を実施

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
	・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢	(平成24年4月)
	力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱の整理等を実施	
		(福岡証券取引所)
	(大阪証券取引所)	・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢
	① 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、「上場ハン	力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整備等を実施
	ドブック」等への明記	(平成24年5月中に周知を図る。)。
	② 反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲について確認書面	
	等に明記。合せて、新規上場申請者にとって過度となっていないかど	(札幌証券取引所)
	うか検証を行う。	・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明を行うことに
		ついて検討中。
	【参考 日証協における反社会的勢力の排除に向けた取組】	・ 反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲の整理等を実施予定
	・ 日証協は、反社会的勢力の排除に向け、平成 21 年 3 月証券保安対	(平成24年6月より)
	策支援センターを設置するとともに、現在、反社会的勢力データベー	
	スの構築・照会等に関する検討を行っている。	(日本証券業協会)
		・ 反社情報照会システムを構築中。
・ 売上げに占める割合がごくわずかである項目の予実乖離等、企業全	・ 日証協は、平成 24 年 3 月までを目途に、上場に向けた必要な準備	(日本証券業協会)
体から見て軽微と考えられる事項については審査を簡略化する。	事項の概要(参考モデル)を策定する。合せて、日証協及び取引所に	・ 平成 23 年 11 月、「会員における引受けのあり方に関する検討会」
・ ある項目で指摘事項が発生した場合でも他の項目に関する審査を続	おいて、同準備事項の概要(参考モデル)及び上場審査スケジュール	の下部機関として引受審査担当者により構成した「引受審査分科会」
けること等により審査期間の短縮を実現する。	の概要(参考モデル)について、それぞれのホームページ等により周知	を設置。同年 12 月 26 日に第 1 回会合を開催。以後、公開指導担当者
	を行う。	を交え、参考モデルの策定の検討を行い、上場準備会社における参考
		に資するよう「上場指導及び引受審査について」を取りまとめ、同
	【参考 上場審査プロセスの効率化のための取組等】	24 年 5 月 15 日に <u>日証協ホームページに公表</u> するとともに会員への通
	(東京証券取引所)	知を行った。
	・ 上場準備段階における事前相談の透明性の向上・フォローアップの	
	強化や、標準上場審査期間の設定・周知、上場審査プロセスの整理・	(大阪証券取引所)
	見直し・明示、上場審査スケジュールの事前提示を実施	・ 平成23年12月発刊の「上場ハンドブック」において、Q&Aの充
	(大阪証券取引所)	実を図るとともに、実質審査基準の各項目の主要な確認事項を「実質
	① 標準上場審査期間の設定・周知や、上場審査プロセスの整理・見直	審査確認項目(チェックリスト)」として記載。
	し・明示、上場審査スケジュールの事前提示を実施	
	② 上場ハンドブックのQ&Aの充実、実質審査基準の各項目の主要な	

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
	確認事項について「上場審査チェック表(仮称)」として取りまとめ	(名古屋証券取引所)
	予定(平成 23 年 10 月)	・ 標準上場審査期間の設定、上場審査スケジュールの事前提示を実施
		(平成 24 年 4 月)
		・「株式上場ハンドブック」に上場審査のモデルスケジュールを記載
		し、ホームページに掲載し周知を図る(平成 24 年 5 月中)
		(福岡証券取引所)
		・ 標準上場審査期間の設定等の規定化(平成24年5月)、上場審査ス
		ケジュールの事前提示については従前より実施しているが、ホームペ
		ージに上場審査のガイドブックを掲載し周知を図る(同年5月中)。
		(札幌証券取引所)
		・ 上場審査スケジュールの概要(参考モデル)をホームページに掲載
		し、周知する予定。(平成 24 年 6 月より)
		・ 標準上場審査期間の設定(平成 24 年 3 月 22 日制度要綱案公表、同
		年6月1日施行予定。)
・ 日本公認会計士協会、日本証券業協会及び取引所の間で、例えば監	・ 上場準備会社の初年度監査の「遡及的監査」に関して、次の環境整	(日本公認会計士協会)
査法人等との間でアドバイザリー契約を一定期間締結した実績があ		・ 平成 23 年 10 月より、監査・保証実務委員会にて検討を開始し、検
	① 「遡及的監査」では、監査範囲の制約により「無限定適正意見」以	討の成果を、同24年4月に、「新規上場のための事前準備ガイドブ
ゆる遡及監査を行うことについての考え方を確認する。併せて、上	外の意見が付される可能性があることから、上場準備会社において、	ック(ガイドブック)」として取りまとめ、 <u>公表した</u> 。ガイドブック
 場準備段階には至っていない企業に対して当該考え方の周知を行	事前に社内管理体制の整備が進められるよう、会計士協会・監査法人	は、ホームページ上にPDFファイルを掲載したほか、製本化も行
う。	において、平成 24 年 3 月までを目途に、上場に向けた必要な準備事	い、当該冊子は無料で配布している。今後、関係者の協力を得て、
	項(監査スケジュールの概要を含めた参考モデル)等を整理する。合せ	会計・監査ジャーナルに掲載する座談会の記事や研修会等により周
	て、会計士協会・監査法人、取引所及び証券会社等において、その周	知を図る予定。
	知を行う。	
		(東京証券取引所)
		・ 平成 24 年 4 月 13 日に日本公認会計士協会から発刊された「新規上
		場準備のための事前準備ガイドブック」について、4月 13 日に東証
		ホームページで、4月17日に東証マザーズポータルサイトでそれぞ
		れ周知を図ったほか、IPO関係者向けメールマガジン「IPOセン

金融庁「アクションプラン」(注 1)	今後の取組	進捗状況
		ターメールマガジン」においても4月 17 日に紹介した。また、上場
		検討会社に対しては会社訪問などの営業の現場において冊子の配布
		を行っている。
		(名古屋証券取引所)
		・ 日本公認会計士協会から発刊された「新規上場のための事前準備ガ
		イドブック」について、上場検討会社への個別訪問などの営業の際に
		配布している。また、平成24年7月のホームページのリニューアル
		に併せ、新規上場を目指す会社向けのページに掲載予定。
	② 現状、直前々期が「限定付適正意見」での上場が非常に少なく、「無	(東京証券取引所)
	限定適正意見」でないと上場承認が得にくいといった誤解が多いと考	・ 平成 23 年 12 月 26 日、本則市場(市場第一部、第二部)及びマザ
	えられることから、 取引所において、平成 23 年 12 月までを目途に、	ーズ向けに、「新規上場の手引き」及び「マザーズ上場の手引き」を
	直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図る。	改訂して、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周
	③ 直前々期の意見不表明の可否については、遡及的監査の実施状況を	知を図った。あわせて、上場準備会社向けのセミナー等で当該内容の
	踏まえつつ、いかにして投資者保護上の問題等を解決できるかについ	周知を行っている。
	て、引き続き、金融庁及び市場関係者において意見交換を行う。	
		(大阪証券取引所)
		・ 平成 24 年 4 月、日本公認会計士協会により「新規上場のための事
		前準備ガイドブック」が作成された旨をホームページに掲載。
		・ 直前々期の「限定付適正意見」が許容可能である旨を、平成 23 年
		12 月発刊の「上場ハンドブック」に記載。
		(名古屋証券取引所)
		・ 平成 24 年2月、ホームページ上において、直前々期の「限定付適
		正意見」が許容可能であることの周知を図った。
		(福岡証券取引所)
		・平成24年5月中にホームページに上場審査ガイドブックを掲載し、
		直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図る。

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
		(札幌証券取引所)
		・ 直前々期の「限定付適正意見」が許容可能である旨をIPOセミナ
		ーで周知している。
		・ ホームページ上において、直前々期の「限定付適正意見」が許容可
		能であることの周知を図る予定。(平成24年6月より)
3. 上場企業に対する負担の軽減及び適切な上場管理の実施		
⑤ 内部統制報告制度の見直し	① 監査法人及び取引所において、今回の内部統制報告制度の見直し内	(東京証券取引所)
	容及び「内部統制報告制度に関する事例集」について、引き続き、上	・ 東京証券取引所では、上場会社に対しては平成23年4月1日に通
平成23年4月から、J-SOXの簡素化が行われ、会社規模や	場会社及び上場準備会社に周知を図る。	知を行うことで周知を図った。また、上場検討会社に対しては会社訪
状況等に応じた内部統制の整備について明確化されるとともに、	② 今後、開示企業及び市場関係者から、具体的な事例についての意見	問などの営業の現場において継続的に周知を図っている。
中堅・中小企業に対する記録(ドキュメンテーション)・保存の簡	があれば、それを集め、金融庁において、「内部統制報告制度に関す	
素化、明確化が図られ、合せて「内部統制報告制度に関する事例	る事例集」の充実を図る。	(大阪証券取引所)
集」が公表された。		・平成24年3月、上場会社向けの「内部統制セミナー」において制度
		見直し及び事例集を紹介。
		(名古屋証券取引所)
		・ 内部統制報告制度の見直し内容等について、IPOセミナー等にお
		いて周知を図っている。
		(福岡証券取引所)
		・ 当該内部統制報告制度の見直し等(事例集)については、IPO関
		連のセミナー等及び上場会社に対して周知を図っている。
		(札幌証券取引所)
		・ 制度見直し及び事例集を I P O セミナー等において周知した。
⑥ 成功事例を積極的に生み出すための支援の重点化	【参考 アナリストレポート・プラットフォームの構築及びインデック	
・ 流動性の高い企業や一定水準以上のIR活動の実績がある企業等に	スの整備等の取組】	(東京証券取引所)
対して、取引所のイニシアティブによりアナリストレポートのカバ	(大阪証券取引所)	・ 平成23年10月11日から、マザーズ市場に上場する15銘柄を構成
レッジを拡大する。	・ 個人投資家向けにアナリストレポート・プラットフォーム等を構築	銘柄とする「東証マザーズ Core 指数」の算出を開始。同年 11 月 29

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
・ 取引所は、流動性、時価総額等に着目して選別された銘柄で構成されるインデックスを作成しETFの組成を促すことで、投資資金を呼	JASDAQ 指数、TOP20 インデックスを算出、ジャスダック銘柄を対象 とした TOP20 E T F を上場	
び込む。 ・ 上場直後で内部体制が相対的に整っていない企業に対して、上場後一定期間に限り主幹事証券会社が I R活動を支援する。	(東京証券取引所) ・ アナリスト・カバーがない上場企業を中心として、アナリストレポートの作成・公表を行う独立した法人の設立及び活動を支援	(名古屋証券取引所) ・平成24年4月より、名証単独上場会社向けにアナリストレポート・プラットフォームを提供(大阪証券取引所の「アナリストレポート・プラットフォーム」を利用)
	【参考 主幹事証券会社による I R活動の支援】 ・主幹事証券会社は、上場準備会社及び上場会社に対して I R活動の 啓蒙とともに、 I R支援会社を紹介、 I R体制の構築を促している。	(福岡証券取引所) ・ アナリストレポートについては、単独上場会社へ周知を図り、企業側で検討中。
		(札幌証券取引所) ・ 平成 23 年 10 月 12 日付けで大阪証券取引所と「アナリストレポート・プラットフォーム」の利用契約を締結。札証上場会社への周知と利用促進に努めている。(同 24 年 3 月 レポート発表 1 社)
⑦ リスク情報を含めた継続的な情報発信・開示の促進		
・ 新興市場の上場企業が投資者に情報発信・開示すべきリスク情報に つき検討するとともに、上場企業の大まかな業種や特性に応じてリ	・ 取引所は、今後段階的に、新興市場の上場企業の大まかな業種や特性に応じたリスク情報の類型化に必要な基礎データの整理等を行い、	(東京証券取引所) ・ マザーズ上場会社の直近の有価証券報告書におけるリスク情報の見
スク情報の類型を整理する。	公表する。	出しの記述を集計し、平成24年3月30日にその集計結果の公表を行った(なお、今後は年1回程度のアップデートを行う予定。)。
		(大阪証券取引所) ・平成24年3月、ジャスダック上場企業のリスク情報を取りまとめ、ホームページに掲載。
		(名古屋証券取引所) ・セントレックス上場企業のリスク情報の開示状況を取りまとめホームページに掲載(平成24年5月)

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
		(福岡証券取引所)
		・ 平成 24 年 3 月にQ-B o a r d 上場会社リスク情報をホームペー
		ジに公表。
		(札幌証券取引所)
		・ 平成24年3月30日に「アンビシャス上場企業のリスク情報」につ
		いてホームページに掲載し公表した。
・ 取引所は、定期的かつ継続的に実施される会社説明会等のIR活動	【参考 取引所による上場会社のリスク情報の開示の促進等】	
の場において、リスク情報についても積極的な情報発信・開示を促	① 取引所では、上場会社に対し、決算短信においてリスク情報の開示	
す。	を要請	
	② 取引所では、 アナリストや機関投資家、個人投資家を対象に I R	
	説明会、上場会社の事業・決算説明会を開催	
4. 新興市場から他の市場等への移行等		
⑧ 新興市場の位置づけの明確化		(名古屋証券取引所)
・ 成長性には乏しくなったものの引き続き上場し続ける企業に対して	・ 各取引所において、平成24年3月までを目途に、新興市場の位置づ	・ セントレックスの位置付けの明確化を図るため、上場市場の変更手
は、各取引所の本則市場等(JASDAQ「スタンダード」区分を	けについて検討を行い、その明確化を図るため、各取引所・市場の実	続きの見直し、業績に係る上場廃止基準の新設等を実施(平成 24 年
含む。)の位置づけも勘案しつつ、新興市場の位置づけを明確化する	情を踏まえ、必要な措置を講じる。	4月)
ための取組を行う。併せて、上場を維持することが不適切な企業に		
ついては、一定の基準を設けて市場からの退出が図られるようにす	【参考 市場コンセプトの明確化に向けた取組】	(福岡証券取引所)
る。	(東京証券取引所)	・ Q-Boardの位置付けについて、成長可能性を有する企業を対
	・ 長期上場銘柄に係る上場廃止基準の見直しを実施、市場コンセプト	象とし、その育成を支援する市場であることを改めて鮮明にする措置
	への適合性確認プロセスの新設	を講じるとともに、Q-Boardから本則市場への市場変更を容易
	(大阪証券取引所)	にするための対応を行った。また、上場後3年経過するごとに、事業
	・ エンドマーケットとしての整備等を実施	の現状等の報告書類の提出について義務付けを行った。併せて、上場
		後に業績の低迷が続く企業を退出させる新たな上場廃止基準を新設
		した(平成 24 年 5 月)。
		(札幌証券取引所)
		・ 平成24年3月22日にアンビシャス市場コンセプトの明確化を含む
		「アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等
		について」の制度要綱案を公表、同年6月1日を目途に施行予定。

金融庁「アクションプラン」(注 1)	今後の取組	進捗状況
⑨ 上場廃止銘柄の受皿の整備		
・ 現状では上場廃止銘柄の受皿としてのフェニックス銘柄には1銘柄	・ 日証協において、平成 24 年 3 月までを目途に、次の事項について	(日本証券業協会)
のみが指定されているが、仮に上場廃止となる銘柄が増加する場合、	検討を行う。	・ 今後の予定としては、「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談
その対応に必要なシステムの整備等を行う。	① フェニックス銘柄の指定基準、取扱期間	会」の報告書の公表を受けて、グリーンシート規則の改正を検討する
	② 仮に上場廃止となる銘柄が増加する場合に備えて、既存の取引所	ことになる。
	のシステムやPTSの利用、清算体制の整備、開示・売買管理体制	フェニックス銘柄についてもグリーンシート規則に規定されてい
	等	るので、今後の規則改正検討の際に、受け皿市場としてのフェニック
		ス銘柄制度のあり方についても議論を行う方向で考えている。

- (注)1.平成22年12月24日金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」別紙「新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討について」に掲げられた検討項目
 - 2.【参考】は、取引所等において、金融庁アクションプランに関連して、これまでに実施している取組等

以上